

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第89号

無料・お試しのつもりだったけど…表示の確認が重要！！

最近、化粧品や健康食品で「初回のみ無料」や「お試し」といった広告を見て申し込んだところ、実は定期購入の契約になっていたという相談が増えています。

広告や購入の画面には、定期購入が条件となる旨を記載していることがほとんどですが、中には海外の詐欺まがいのサイトもあるので注意が必要です。

大幅な割引や無料などの商品を購入する際には、購入条件などをよく確認しましょう。

【県内事例①】

SNSの広告を見て送料のみ負担する化粧品を注文した。外国から商品が届いたが、同封の文書を確認すると、14日以内にキャンセルしなければ、毎月1万2千円の商品が届く定期購入になると書かれていた。解約の電話をしたが、相手が英語だったのでキャンセルできなかったかわからなく、困っている。
(60代女性)

【県内事例②】

ネット通販で「初回のみ500円」の健康食品を注文したら、定期購入が条件だった。規定の期間まで購入し、解約の電話をしたが、電話が全く繋がらない。ホームページには「解約は電話のみで受け付ける」と記載があるが、何度かけても繋がらないのでFAXで解約したい旨を送ったところ「解約は電話でのみ受け付ける」と書かれた書面が届いた。
(40代女性)

アドバイス

1. スマートフォンの普及に伴ってネット通販がますます身近になって、最近ではSNSの広告を見て申し込む方も増えていますが、中には詐欺的なサイトもあるので、注意が必要です。
2. 宣伝文句に惑わされず、購入条件や利用規約、ショッピングガイドなどを十分確認することが大切です。不安な点があれば申し込まないようにしましょう。
3. 申し込む前に、販売しているショップ名やURLなどをインターネットで検索し、他の購入者の感想なども参考にしましょう。
4. 日本語で書かれているため、海外業者のサイトだと気付かない場合もあるので、注意が必要です。
5. 少しでも不審に思った場合は、消費生活センターにご相談ください。



©KANAGAWA2013